

津山圏域定住自立圏 学生のためのつやまエリアオープンジョブ
企画運営業務委託公募仕様書

1 委託業務名

津山圏域定住自立圏 学生のためのつやまエリアオープンジョブ企画運営業務

2 仕様書の目的

この仕様書は、津山市（以下「本市」という。）が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである。

3 事業の目的

津山圏域では、高校卒業とともに、進学や就職で多くの学生が転出しているが、大学等を卒業した後に圏域内で就職する数はこれよりも少なく、若者の社会減の要因となっている。このいわゆる「18歳の崖」の課題克服に向けては、新卒者の地域内就業者数を高めていくことが重要となっている。

本事業は津山圏域定住自立圏事業として、大学生等が「気軽に」「楽しく」魅力ある圏域内企業との交流を図ることで、圏域内企業の魅力に触れ、認識を深めてもらい、将来、1人でも多くの若者の圏域内就業促進を図るため実施するもの。

4 業務期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

5 委託料限度額

1,060,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

6 業務内容

(1) オープンジョブの企画立案

ア 津山市および津山圏域5町（鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町）が選定する企業（選定予定企業数は12社）により、オンラインによる企業説明や座談会などを行うこと。なお、参加企業は、オンラインで自社の社屋等から個別に企業説明を行い、座談会に参加するが、1つの会場などに集めることで、より効果的に事業を実施できる場合は、この限りではない。

イ 参加する学生が、参加企業に興味を抱くような、また、企業にとっても参加することにメリットを感じられるような内容とすること。なお、参加する学生は、各自宅などから個別に参加するが、1つの会場などに集めることによって、より効果的に事業を実施できる場合は、この限りではない。

- ウ 参加対象者は、2025年3月以降に卒業予定の大学、短大・高専、専門学校の学生とすること。なお、参加対象者のエリアには制限はない。
- エ 開催日は令和6年2月中を想定すること（そのほか詳細については市と協議のうえ決定すること）。
- オ 開催日は2日以上に分け、その内少なくとも1日は、土曜日または日曜日とする。

(2) オープンジョブの実施運営

- ア イベント当日における企業のプレゼン等について、事前レクチャーを行うとともに、要望に応じて参加企業をサポートすること。
- イ 実施日までのスケジュール管理を行い、進捗に合わせて市と協議を行い、円滑な事業運営に努めること。
- ウ 実施日において、オープンジョブが円滑に進行するよう管理運営を行うこと。

(3) オープンジョブの宣伝および広告

- ア 多くの学生が集まるよう、効果的な宣伝・広告計画を立て、実行すること。なお、学生への案内資料（チラシ、ポスター）のデザインについては、津山市が作成する。印刷については、津山市が広報する分については津山市が、受託業者が広報に使用する分については受託業者が、それぞれ印刷する。
- イ 参加人数の目標は、40人以上とする。

(4) 自由提案

上記に関わらず提案上限額の範囲内でこの事業を効果的に実施するために必要な提案を行うことを可とする。

7 委託経費内訳

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費）とする。ただし、プログラム参加者の旅費、宿泊費、食糧費等は、本事業の対象経費としない。

なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

8 実績報告書の提出と提出期限

受託者は、納期までに実績報告書を作成し、A4サイズで2部提出すること。

(1) 実績報告書の内容

- ア 事業概要
- イ 事業の目標・成果指標
- ウ 事業実施体制

- エ 参加者等の属性
- オ 事業内容及び成果
- カ 課題検証と今後の体制整備に関する提案 等

(2) 納期

令和6年3月8日(金)

(3) 納入場所

岡山県津山市山下9-2-1 津山圏域雇用労働センター内

津山市 産業経済部 仕事・移住支援室

TEL: 0868-24-3633 FAX: 0868-22-9647

E-mail: sigoto-iju@city.tsuyama.lg.jp

9 業務遂行上の留意事項

- (1) 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、本市の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、参加学生が同意することを条件に、企業情報等を提供するために、参加した企業へ学生の連絡先等を提供することは可とする。
- (3) 本業務には、業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させること。
- (4) 本業務実施に伴った訪問先との事前打ち合わせや現地確認、関係機関との事前調整は十分に行うこと。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、本市に帰属するものとする。
- (6) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市と協議し、承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議のうえ、適切に対応すること。